

市外公共ホール等利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、五條市市民会館（以下「市民会館」という。）の休館に伴い、市民会館ホールの代替として市内公共施設を利用する者に対し施設使用料以外の会場設営費用を助成することにより、また、市内に利用できる施設が無く市外公共ホールを利用しようとする者に対しホール使用料の一部等を助成することにより、市民の文化芸術活動等を支援する。この助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内公共施設 五條市が所有する施設をいう。
- (2) 市外公共ホール 五條市以外の自治体が所有する施設内の舞台と客席があるホール（移動式の舞台・客席を有するホールを含む。）
- (3) 文化芸術活動等 音楽、演劇等の舞台発表、講演会など、ホール・舞台を利用した文化芸術活動、その他の市民のための営利を目的としない公益的な活動をいう。
- (4) 団体等 五條市内に活動拠点を置き、構成員の過半数が五條市内に在住、在勤又は在学している団体並びに五條市内に事業所等を置く法人又は個人。

(助成対象者)

第3条 この要綱において助成金の交付を受けることのできる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去5年以内に市民会館ホールを利用し、かつ、ホールを使用する必要がある文化芸術活動等を行うに際し、市民会館ホールの代替として市内公共施設を利用しようとする団体等。
- (2) 令和4年4月1日以降にホールを使用する必要がある新たな文化芸術活動等を行うに際し、市民会館ホールの代替として市内公共施設を利用しようとする団体等。
- (3) 過去5年以内に市民会館ホールを利用し行っていた文化芸術活動等を行うに際し、市内に利用できる施設がなく、市民会館ホールの代替として市外公共ホールを利用しようとする団体等。
- (4) 令和4年4月1日以降にホールを使用する必要がある新たな文化芸術活動等を行うに際し、市内に利用できる施設がなく市民会館ホールの代替とし

- て、市外公共ホールを利用しようとする団体等。
 (5) その他、市長が助成対象者として適当と認める団体等。

(助成対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、市内公共施設又は市外公共ホールを利用し、文化芸術活動等を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 令和3年度以前において、市内公共施設（市民会館を除く。）又は市外公共ホールを利用して実施した文化芸術活動等と趣旨を同じくする事業
- (2) 市外公共ホール等の利用に係る経費を補助対象とする他の補助金、助成金等を受けて実施する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動に関する事業
- (4) 有料で実施する事業（収益相当額の寄附を目的に実施する場合又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(助成対象経費及び助成額)

第5条 助成の対象となる経費と額は、次のとおりとする。

助成対象 経費と額	<p>市内公共施設を利用する文化芸術活動等</p> <p>①市民会館ホールの代替として市内公共施設を利用する場合、施設使用料以外の会場設営経費の2分の1の金額を助成するものとし、上限は130,000円とする。ただし、当該助成金に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。</p> <p>市外公共ホールを利用する文化芸術活動等</p> <p>①市外公共ホールのホールと楽屋及び控室の使用料（ホール利用にかかる設備・冷暖房使用料、人件費等を除く。）のうち、市外の利用者に対して加算される割増分を含めた使用料から同じ時間帯の五條市市民会館のホール使用料（減免されていた団体については5割減額した額）との差額分の額とする。1回（1日）当たりの上限額は68,000円、減免されていた団体は92,000円とする。ただし、当該助成金に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。</p> <p>②市外公共ホールを利用する団体等の主催者（文化芸術活動等を行う中心的な者であって発表者、出演者ではない</p>
--------------	--

	<p>者。ただし、主催者と発表者・出演者が同じ場合は、これに該当するものとする。) に交通費の助成として、中学生以上1人につき1,000円、御所市内と橋本市内については1人500円を助成する。小学生についてはその半額とし、小学生未満は対象としない。この助成の総額の上限額は25,000円とする。</p>
--	---

(助成事業の実施期間)

第6条 助成事業の実施期間は、助成金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は市長が定める期間内に市外公共ホール等利用助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 団体等概要書(様式第3号)
- (3) 団体等構成員名簿(様式第4号)
- (4) 市外公共ホールの料金表等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、市外公共ホール等利用助成金交付決定通知書(様式第5号)により、団体等に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体等(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第10条 助成事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市外公共ホール等利用助成金交付変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成事業の内容の軽微な変更
 - (2) 助成対象経費の30%未満の変更（助成対象経費が増加する場合を除く。）
- 2 市長は、前項の書類を受理した場合において相当と認めるときは、助成金の額を変更し、市外公共ホール等利用助成金交付変更承認通知書（様式第7号）により、助成事業者に対し、通知するものとする。

（中止の承認の申請）

第11条 助成事業者は、助成事業を中止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業実施途中において、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（完了実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その完了した日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、市外公共ホール等利用助成金完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業実施中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び精算）

第14条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、市外公共ホール等利用助成金確定通知書（様式第9号）により助成事業者に対して通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、市外公共ホール等利用助成金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第12条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月に実施する事業に係る特例)

- 2 令和4年4月1日から令和4年4月30日までに実施する助成対象事業については、事業実施後の交付申請を認めるものとする。